四日市市告示第 11 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を決定する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 1月 18日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域決定)

				( )	以八足厂
整番	理 号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
	1	富士27号線	富士町2357-7 富士町2357-1	5.0~10.6	54. 1
2	2	小古曽117号線	小古曽六丁目2056-2 小古曽六丁目2056-11	6.0~12.0	95. 0
;	3	小古曽118号線	小古曽六丁目2056-15 小古曽六丁目2056-16	4.0~10.0	21. 4
4	4	釆女113号線	釆女町字松ノ木1709-14 釆女町字松ノ木1709-13	6.0~13.0	83. 7
	5	桜町北78号線	桜町字中縄手546-12 桜町字中縄手546-11	5.0~11.0	29. 6
(	6	川北62号線	川北二丁目193-1 川北二丁目193-5	5.0~7.8	34. 9